

## 原村議会基本条例（案）に対するパブリックコメントの結果について

このたびは、原村議会基本条例（案）に対し、貴重なご意見とご提案をお寄せいただき、誠にありがとうございます。  
いただいたご意見は、二元代表制における村長と議会の関係性、および住民の政策提案を通じた住民自治の必要性についてのご指摘と受け止めております。以下、当議会の見解をお示しいたします。

### 1 パブリックコメントの実施状況

令和7年4月15日（火）から4月30日（水）まで

### 2 意見の提出者数及び受付方法

1人（電子申請）

### 3 意見等の概要と意見等に対する村の考え方

	意見等の概要	ご意見に対する本議会の考え方	変更の有無
1 提案の背景と現状認識	現行の二元代表制においては、村長と議会がそれぞれの民意を代表する立場から、時に意見の対立が生じ、村政の停滞を招く懸念があります。また、住民が政策形成の過程に十分に参与できる機会が限られている現状は、真の住民自治の実現という観点から課題であると考えます。	ご指摘のとおり、村長と議会はともに住民から直接選ばれた代表であり、共に住民福祉の向上という共通の目的に向けて協働すべき存在です。その共通認識を持った上で、行政の責任者の立場と住民の代表という立場という異なった視点からの政策判断においては、意見の違いによる対立が生じることがあります。その対立が村政の停滞ではなく、住民にとってより良い方向を導くための合意形成の過程となるよう、相互の理解と充実した議論を行っていきたいと考えております。	無

<p>2 議会と村役場の連携・協力の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□政策立案段階からの情報共有と協議の促進。</li> <li>□合同での政策検討会議や協議会の設置。</li> <li>□相互の役割を尊重し、建設的な議論を行うための原則の明記。</li> </ul>	<p>政策立案・実施においては、議会と執行機関が早期から情報を共有し、建設的な議論を行うことがよりよい村政運営にとって必要不可欠なものだと考えております。本議会基本条例案には、議会の約束事しか明記できないため執行部に対する制限や要望についての条文を記載することはできませんが、ご意見に当たる政策検討会や協議の場は議会と執行部が月1回行っている「全員協議会」にあたると思います。この全員協議会の内容を充実させることで、政策立案段階からの情報共有や議論を行う場としたいと考える。</p>	<p>無</p>
<p>3 住民の政策検討への積極的な参加促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□政策形成段階における住民参加機会の拡充</li> <li>□テーマを設定した住民ワークショップや意見交換会の定期的な開催</li> <li>□住民からの政策提案制度の創設</li> </ul>	<p>住民が政策形成に積極的に参画できる機会を拡充することは、真の住民自治を実現する上で極めて重要です。ご提案いただいた住民ワークショップの定期開催や住民提案制度の創設については、第10条（広報広聴活動の充実）第2項の内容を積極的に進める中で、これまで定期的に開催している意見交換会や議会報告懇談会をワークショップの場とすることや、条例案第8条（住民の意見の反映）により、住民の政策提案の手段の一つである陳情・請願制度をより積極的に活用していただき、議会がその提案を真摯に受けることにより、住民参加の促進へと繋げてまいりたいと考える。</p>	<p>無</p>

<p>4 具体的な条文 案（例）</p>	<p>（連携・協力に関する条項の修正・追加例） （村長等との関係 11 条）村長及び村の執行機関と議会は、相互の役割を尊重し、協力して村民の福祉の向上及び村政の発展に努めるものとする。 （政策協議会の設置）議会は、村の重要な政策課題について、住民、村長及び村の執行機関と協議を行うための政策協議会を設置することができる。 （議会の役割と責務 3 条（3））議会は、役場と対話して業務の改善に努め、必要に応じて監査・調査を行う</p> <p>（住民参加に関する条項の追加例） （住民参加の促進）議会及び村長は、村の政策形成過程において、村民が主体的に参加できる機会を積極的に設けなければならない。 （住民ワークショップ等の開催）議会及び村長は、特定の政策課題について、村民が意見交換や政策提案を行うためのワークショップ、意見交換会等を開催するものとする。 （住民提案制度）村民は、村政に関する政策提案を議会に対し行うことができる。議会は、提出された提案について適切に審議し、その結果を提案者に通知するものとする。</p>	<p>具体的な条文案をご提案いただきありがとうございました。 内容につきましては、現在の条例案においてもその趣旨を踏まえた表現を一部盛り込んでいるため変更は行いませんが、本条例を進めていく中で、いただいたご意見に応えられるよう議会運営をしてまいりたいと考えます。</p>	<p>無</p>
--------------------------	---	---	----------

